

事 務 連 絡
平成25年3月13日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(オマーン産未成熟いんげんのシロマジン及び中国産ウーロン茶のフィプロニル)

標記については、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて、平成24年12月18日付け食安輸発1218第2号及び平成25年2月13日付け食安輸発0213第1号により通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、オマーン産未成熟いんげん及びその加工品については、シロマジンに係る検査命令を、また、中国産ウーロン茶及びその加工品については、フィプロニルに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考)

1. 平成25年3月11日現在のシロマジンに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
- (2) 財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (3) 財団法人 食品環境検査協会
- (4) 一般財団法人 新日本検定協会

2. 平成25年3月11日現在のフィプロニルに係る検査命令受託可能検査機関

- (1) 財団法人 日本食品分析センター
- (2) 財団法人 日本冷凍食品検査協会
- (3) 財団法人 食品環境検査協会
- (4) 社団法人 愛知県薬剤師会
- (5) 財団法人 マイコトキシン検査協会